

令和3年12月10日

株式会社 佐賀共栄銀行

「キャッシュカード・通帳によるATMお振込みの一部利用制限」のお知らせ

株式会社佐賀共栄銀行（頭取 二宮 洋二）では、多発しているご高齢者を狙った還付金詐欺・振り込め詐欺等を防止する取組みとして、70歳以上のお客さまについては、ATMによるお振込みを制限させていただいております。

しかしながら、ATM振込により被害を受けられた方の年齢が低下しており、60歳代を対象とした詐欺事件が多発していることから一部振込利用制限の対象年齢を65歳以上に変更させていただきます。

地域の銀行としてお客さまの財産をお守りするための取組みですので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。


記

1. 対象となるお客さま	下記の2つの条件に該当するお客さま ① <u>65歳以上のお客さま</u> <u>(70歳以上のお客様はすでに振込利用制限中です)</u> ② 過去3年以内に当行キャッシュカード・通帳によるATMでのお振込みのご利用がないお客さま
2. 利用制限の内容	上記の対象となるお客さまは、ATMの振込上限を「1,000円」と設定させていただきます。キャッシュカード・通帳による「引き出し」、「預け入れ」は従来どおりご利用できます。
3. 利用制限の開始日	<u>令和3年12月14日(火)</u> より
4. その他	対象となるお客さまが利用制限の解除を希望される場合は、当行本支店窓口にお申し出ください。

以上

お問い合わせ先
事務統括部 金融犯罪対策グループ
(石井・山木)
TEL 0952-37-1236

お客さまと未来へ。
マイ・パートナー・バンク

 佐賀共栄銀行